

令和元年版

法人税申告書 地方法人税申告書の記載の手引

令和元年 6 月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



目 次

1	記載の順序	1
2	申告に当たっての留意事項	1
3	各表の記載の仕方	2
	・別表一	
	各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分	2
	・別表二	
	同族会社等の判定に関する明細書	12
	・別表三(一)	
	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	15
	・別表三(一)付表	
	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書	18
	・別表四	
	所得の金額の計算に関する明細書	19
	・別表五(一)	
	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	26
	・別表五(一)付表	
	種類資本金額の計算に関する明細書	34
	・別表五(二)	
	租税公課の納付状況等に関する明細書	35
	・別表六(一)	
	所得税額の控除に関する明細書	38
	・別表七(一)	
	欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書	41
	・別表八(一)	
	受取配当等の益金不算入に関する明細書	45
	・別表十一(一)	
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	50
	・別表十一(一の二)	
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	52
	・別表十四(二)	
	寄附金の損金算入に関する明細書	56
	・別表十五	
	交際費等の損金算入に関する明細書	59
	・別表十六(一)	
	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	61
	・別表十六(二)	
	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	69
	・別表十六(六)	
	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	72
	・別表十六(七)	
	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	76
	・別表十六(八)	
	一括償却資産の損金算入に関する明細書	77
	・別表十六(九)	
	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	78
	・別表十八	
	法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書	80
4	中小企業者の判定等	82

略 語

法	法人税法（昭 40 法律第 34 号）
令	法人税法施行令（昭 40 政令第 97 号）
規則	法人税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 12 号）
地方法	地方法人税法（平 26 法律第 11 号）
措置法	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭 40 大蔵省令第 15 号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平 23 法律第 29 号）
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平 23 政令第 112 号）
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平 23 財務省令第 20 号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
新信託法	信託法（平 18 法律第 108 号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平 23 法律第 70 号）

(注) 1 この手引は、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。

2 適用額明細書の添付について

中小企業者等の法人税率の特例（措置法 42 の 3 の 2）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要があります。

適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引（単体法人用）』」を掲載していますので参照してください。